

四日市市上下水道局管理規程第6号

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 10月 1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業給水条例施行規程（昭和35年9月30日水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																							
<p>(私設消火栓の演習用の料金)</p> <p>第19条 条例第29条第2項に規定する私設消火栓の演習用の給水料金は、1口につき10分間ごとに<u>1,100円</u>とする。</p> <p>別表 (第14条の3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が既設配水管の増径工事を行うとき</td> <td>付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき</td> <td>消火栓設置1箇所につき <u>742,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>付表① 工事費単価 (1mにつき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管口径</th> <th>管種別</th> <th>砂利道</th> <th>舗装道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>ポリエチレン管</td> <td><u>6,270円</u></td> <td><u>9,790円</u></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>ビニル</td> <td><u>8,580円</u></td> <td><u>11,770円</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分	工事費	市が既設配水管の増径工事を行うとき	付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額	市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき	消火栓設置1箇所につき <u>742,500円</u>	管口径	管種別	砂利道	舗装道	25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>6,270円</u>	<u>9,790円</u>	40ミリメートル	ビニル	<u>8,580円</u>	<u>11,770円</u>	<p>(私設消火栓の演習用の料金)</p> <p>第19条 条例第29条第2項に規定する私設消火栓の演習用の給水料金は、1口につき10分間ごとに<u>1,080円</u>とする。</p> <p>別表 (第14条の3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が既設配水管の増径工事を行うとき</td> <td>付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき</td> <td>消火栓設置1箇所につき <u>729,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>付表① 工事費単価 (1mにつき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管口径</th> <th>管種別</th> <th>砂利道</th> <th>舗装道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>ポリエチレン管</td> <td><u>6,156円</u></td> <td><u>9,612円</u></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>ビニル</td> <td><u>8,424円</u></td> <td><u>11,556円</u></td> </tr> </tbody> </table>				区分	工事費	市が既設配水管の増径工事を行うとき	付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額	市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき	消火栓設置1箇所につき <u>729,000円</u>	管口径	管種別	砂利道	舗装道	25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>6,156円</u>	<u>9,612円</u>	40ミリメートル	ビニル	<u>8,424円</u>	<u>11,556円</u>
区分	工事費																																										
市が既設配水管の増径工事を行うとき	付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額																																										
市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき	消火栓設置1箇所につき <u>742,500円</u>																																										
管口径	管種別	砂利道	舗装道																																								
25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>6,270円</u>	<u>9,790円</u>																																								
40ミリメートル	ビニル	<u>8,580円</u>	<u>11,770円</u>																																								
区分	工事費																																										
市が既設配水管の増径工事を行うとき	付表①に定める工事費単価にその延長を乗じて得た額																																										
市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき	消火栓設置1箇所につき <u>729,000円</u>																																										
管口径	管種別	砂利道	舗装道																																								
25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>6,156円</u>	<u>9,612円</u>																																								
40ミリメートル	ビニル	<u>8,424円</u>	<u>11,556円</u>																																								

メートル	管			メートル	管		
50 ミリメ ートル	ビニル 管	<u>10,120</u> 円	<u>12,980</u> 円	50 ミリメ ートル	ビニル 管	<u>9,936</u> 円	<u>12,744</u> 円
75 ミリメ ートル	ビニル 管	<u>13,640</u> 円	<u>16,940</u> 円	75 ミリメ ートル	ビニル 管	<u>13,392</u> 円	<u>16,632</u> 円
75 ミリメ ートル	鋳鉄管	<u>23,320</u> 円	<u>27,060</u> 円	75 ミリメ ートル	鋳鉄管	<u>22,896</u> 円	<u>26,568</u> 円
100 ミリ メートル	ビニル 管	<u>15,620</u> 円	<u>18,920</u> 円	100 ミリ メートル	ビニル 管	<u>15,336</u> 円	<u>18,576</u> 円
100 ミリ メートル	鋳鉄管	<u>26,730</u> 円	<u>29,920</u> 円	100 ミリ メートル	鋳鉄管	<u>26,244</u> 円	<u>29,376</u> 円
<p>(注) 管口径が 100 ミリメートルを超えるもの又は上記単価により難しいものについては工事申込みの都度設計し、管理者が別に定める。</p>				<p>(注) 管口径が 100 ミリメートルを超えるもの又は上記単価により難しいものについては工事申込みの都度設計し、管理者が別に定める。</p>			

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式

ご使用水量のお知らせ			
お客様番号		確認番号	
ご使用場所・ご使用者名			
メータ番号	口径	用途	検針員
前回検計日		今回検計日	
~			
今回指示額 (A)	m <sup>3</sup>	調定年月 年 月	
前回指示額 (B)	m <sup>3</sup>	請求予定金額	
メータ取替時のご使用水量 (C)	m <sup>3</sup>	水道料金	円 ( 円)
ご使用水量 (A) - (B) + (C)	m <sup>3</sup>	下水道使用料	円 ( 円)
		合計金額	円
次回振替予定日 年 月 日			
このお知らせで、集金することはありません。			
(通信欄)			
四日市市上下水道局			

  

口座振替済みのお知らせ	
お客様番号	
ご使用場所	
ご使用者名	
請求の内訳	
調定年月	年 月 ~ 年 月
振替日	年 月 日
使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金 (円)	( 円)
(うち消費税等)	( 円)
下水道使用料 (円)	( 円)
(うち消費税等)	( 円)
振替済み金額	円
上記のとおり振替させていただきました。	
お問い合わせは、	
お客様センター業務窓口へ	
TEL 059-354-8356	
四日市市上下水道局	

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)